

目 標 年 度

令 和 1 2 年 度

香川県果樹農業振興計画
(素案)

令 和 8 年 月
香 川 県

目 次

I 果樹農業の振興に関する方針	1
1 担い手の育成・確保	
2 生産基盤強化の加速化	
3 ブランド化の推進	
4 流通・販売体制の合理化	
II 果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針	7
1 品目区分および推進品種(表1)	
2 各品目における振興方針(表2)	
3 各品目の栽培面積と生産目標(表3)	
4 ブランド品種における生産振興目標(表4)	
III 地域の自然的経済的条件に応じた果樹園経営の指標	11
1 経営類型別営農モデル(個別経営体)(表5)	
2 経営類型別営農モデル(新規就農者)(表6)	
IV 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項	13
V 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項	14
1 果実の流通・販売体制に関する基本方針	
・果実の用途別出荷量の見通し(表7)	
・選果施設の整備(表8)	
2 果実の加工品開発に関する基本方針	
VI その他必要な事項	17
1 食の安全・安心に関する取組みの推進	
2 環境負荷低減策・気候変動緩和策の推進	
3 その他	
(参考資料)	18

I 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹農業は、温暖な気候や自然災害が少ないなどの恵まれた立地条件のもとで、瀬戸内海の沿岸部や島しょ部を中心にうんしゅうみかん等のかんきつ類、びわ、オリーブ等の常緑果樹が、内陸部ではもも、ぶどう、かき、キウイフルーツ等の落葉果樹が栽培され、地域の特性を生かした多彩な産地が形成されている。

主要な果樹の栽培面積は、令和5年度で1,909haと全耕地面積の約7%、畠地面積の約41%を占めている。果樹産出額は、令和5年度で農業産出額の7%となる約64億円であり、本県農業の重要な部門を担っている。

このようななかで、本県の果樹農業は、生産者の高齢化等により、栽培面積は5年間で324haの減少となっており、これに伴い生産量も減少している。さらに、高温等による障害の発生や燃油・資材の高騰等が、果樹農業者の生産意欲の減退や生産基盤の脆弱化を招いている。

一方、「小原紅早生」、「さぬきゴールド」等の県オリジナル品種を中心とした「さぬき讃フルーツ」や「さぬき讃レモン」の認証を取得した生産者が栽培する高品質な果実については、市場評価の向上によりブランド化が進んでいる。こうした優良品目・品種への転換は、着実に進んでおり、果樹全体での生産面積が減少する状況においても、果樹の産出額の増加をもたらしている。

人口減少が本格化する社会にあっても、高品質で、健康志向を満たす機能性の高い果実の需要は今後も拡大が見込まれる一方、急速に進む生産力の減退により、需要に応じられない事態が懸念される。このため、スマート農業技術等の導入をもって生産基盤の強化を加速化させるとともに、担い手の育成・確保対策やブランド化の推進により、「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃レモン」、「香川県産 璃の香」を中心とした重点品目の生産・需要の拡大を図る。

本計画は、国の「果樹農業基本方針」（令和7年4月30日公表）および「香川県農業・農村基本計画」（令和8年策定）に即し、本県果樹農業の持続的発展に向け、担い手の育成・確保や生産基盤強化の加速化、ブランド化の推進、流通・販売の合理化に向けた取組みを基本とした施策を開拓するものとする。

1 担い手の育成・確保

(1) 優良園地・技術の継承に向けた取組みの推進

果樹農業では、樹体を含めた園地と経営の継承をセットで進めていくことが重要であり、新規就農者や後継者など、新たな担い手が継承するため、優良品目・品種が植栽された優良園地を、未収益期間を経ることなく確保できる工夫が必要である。そのためにも、各果樹産地協議会を中心とした「産地内」での十分な情報共有と話し合いのもとに、樹体を含めた園地の集積・集約を見据えた担い手への円滑な継承を進める。

一方、新たに果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定をはじめ、高品質果実を生産するための栽培管理の専門知識や技術の習得が必要であり、このことが、新規就農・参入の妨げとなっている。果樹農業の新たな担い手を育成・確保していくためには、こうした技術を就農者が段階的に着実に習得していくことができる果樹型トレーニングファームのような仕組みを構築する必要があり、各産地内での支援体制の整備を目指す。また、スマート農業などの先進技術により開発された支援システムを有効に活用し、技術面についても円滑な継承が行われるよう支援していく。

(2) 未収益期間の支援や農地機構との連携

離農や規模を縮小する果樹農業者の優良園地については、産地の担い手や農業団体、さらには農地機構などと連携し、産地内での流動化や農外企業の参入促進など、産地の維持・活性化につながる幅広い取組みを推進する。

一方で、離農等により生じる条件の不良な園地については、廃園も視野に入れた整理を検討する。条件整備により改善される園地については、農地機構と連携して園地改良の事業などを積極的に活用し、園地の流動化を推進する。

また、経営規模の拡大を目指す意欲ある担い手に園地を集積する際には、優良品目・品種への改植支援に加え、未収益期間に対する支援を行うとともに、農地機構との連携や農作業支援システムの活用などにより、早期の経営安定を推進する。

(3) 就農支援制度の活用

果樹産地では、認定農業者や農業法人等の担い手が多様な経営を展開しており、今後、こうした担い手が産地の核となって生産拡大や経営安定が図られるよう支援する。

また、果樹栽培の新たな担い手を確保するため、県立農業大学校との連携を強化するほか、香川県農業協同組合の「農業インターン制度」による新規参入者や定年退職者の就農を支援する。あわせて、各産地における後継者に対するきめ細かな講習会を実施する。

特に、果樹経営においては、技術の習得に時間を要するため、新規就農・参入が難しいことから、ノウハウを学んだ後も自立するまでの間、里親がフォローできる「のれん分け就農」や若手生産者団体への研修会など、技術習得のレベルに応じ、自立できるまで一貫したサポート体制を整備するなど、早期に経営確立ができるように支援する。

さらに、果樹農業においては、収穫作業など作業ピークの季節性が強いことから、従業員の周年雇用が難しいため、他品目生産者や関連産業との協働により作業ピークへの対応を推進するとともに、作業の省力・簡略化を図ることで、外国人労働者や農福連携、短期アルバイト等による幅広い人材確保に努める。

(4) 果樹農業の魅力の向上と発信

「さぬき讃フルーツ」や「さぬき讃レモン」、「香川県産 璃の香」等のブランド力の強化により、広く果樹に関心を持ってもらい、「儲かる農業」として果樹農業に魅力を感じ、新規就農・参入につながるように、労働生産性の高い果樹農業の姿を発信する。また、果樹農業が性別を問わず幅広い世代から選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、雇用の確保に資する環境整備等を関係機関と連携して推進する。

2 生産基盤強化の加速化

(1) 県オリジナル品種の栽培技術や貯蔵・流通技術の開発・普及

県オリジナル品種を中心とした「さぬき讃フルーツ」については、適正な制度の運用と、果樹農業者が有する緻密で高度な栽培技術によりもたらされる品質の高さから、消費者の高い評価を得ており、市場からは生産拡大が強く求められている。

このため、「さぬき讃フルーツ」については、高品質を維持しつつ、需要に応じた生産拡大を推進するため、適地適作を基本とし、必要な機械施設の整備の支援や栽培・貯蔵・流通技術の開発・普及に取り組む。また、本県では、「小原紅早生」や「さぬきゴールド」など、特色あるオリジナル新品種を育成してきたところであるが、今後、産学官が連携した取組みをより一層推進することで、効率的かつ迅速な新品種の育成や新技术の開発に努める。

さらに、今後の消費拡大が見込まれるレモン等の品目や省力化・低成本生産に寄与する品種について、関係機関や団体と連携した実証と普及を推進する。

(2) 優良品目・品種への転換の一層の推進と園地の基盤整備の実施

本県果樹産地の持続的発展を図るためにには、品目や品種に応じた適地適作を基本に、優良品種への新植や改植、園地の改良、園内道整備などの小規模土地基盤整備のほか、立地条件に即した高性能な農業機械・施設の導入を一体的に整備し、優れた品質と高い生産性を有する優良園地の拡大により、生産基盤の強化を図る。

特に、かんきつ類、もも、ぶどう、かき等の広域生産団地を形成する品目について、各果樹産地協議会で策定する産地計画に基づき、作業性の高い園地の整備や高品質栽培に必要な管理機械・施設の導入を推進する。

(3)省力樹形の導入やスマート農業技術の開発・普及

担い手の高齢化と減少が続くなか、生産量を維持していくために、労働生産性を高められるよう、作業動線の単純化や機械化等に対応した省力樹形等の導入を推進する。

また、「さぬきファーマーズステーション」をはじめとするブランド果実栽培支援システムやドローンによる防除等、スマート農業技術についても利用が開始されている。これらの技術を活用した省力化や栽培技術の継承に向けた研究・開発・普及を行い、生産基盤の強化を図る。

(4)気候変動等への適応力強化

地球温暖化が進行するなか、高温や多雨による日焼け果や浮き皮、着色不良果の発生、樹体の枯死、暖冬による低温要求量の不足に伴う発芽不良など、生産量減少につながる要因が深刻化していることから、資機材による対策や、産地における品種構成の見直し等の検討を進め、環境適応性の高い品種・台木の開発・導入を推進する。

また、イノシシやカラス等の鳥獣害や異常気象等により助長される病害虫被害も果樹農業における生産量減少の要因となっており、生産意欲の減退を招き、廃園や耕作放棄につながることから、地域ぐるみによる着実な対策を推進するとともに、国や関係団体と連携し、迅速な情報提供と被害防止対策の徹底を図る。

これらのリスクに対して、農業者の経営安定を図る観点からは、セーフティネットとして整備されている果樹共済や収入保険の加入を促進する。

(5)優良種苗の安定供給体制の確立

本県のオリジナル品種を含む優良品種への転換や生産拡大を図るためにには、優良種苗を円滑に供給する体制の構築が重要である。

このため、県園芸総合センターの原母樹園において、県オリジナル品種を中心とした品種の保存に努めるとともに、ウイルスフリーの穂木を含め、優良種苗の生産・供給体制の整備に努める。

また、他産地との競合が激化する販売状況や、気候変動の影響が深刻化する中、需要に即し、安定的に高品質な果実生産ができる優良品目・品種・系統の探索を推進していく。

3 ブランド化の推進

(1) 多様な流通・販売形態に応じたブランド化の推進

市場流通を基幹としつつ、主たる実需者である量販店や地域に密着した産直施設など、多様な流通・販売形態に対応するため、品質ガイドラインの遵守によりブランド力を堅持しつつ出荷形態を見直すなど、流通業者・販売業者等との連携のもと消費者ニーズに即した販路拡大に努めるとともに、実需者と連携したPR活動、メディアやSNSなど各種媒体を活用した積極的な情報発信を実施する。

また、健康志向による消費者ニーズの拡大が見込まれることから、県オリジナルキウイフルーツ「さぬきゴールド」におけるビタミンCや「さぬきキウイっこ®」におけるビタミンEなど栄養成分や機能性成分の分析・評価を実施して特徴を把握し、栄養機能食品等を活用した付加価値の向上を図る。

加えて、地理的表示保護制度（G I登録）については、平成29年に登録された「香川小原紅早生みかん」の積極的なPRにつとめ、一層のブランド力の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携し、これに続く登録品目を検討する。

(2) 「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃レモン」、「香川県産 璃の香」の需要拡大への取組み

本県オリジナル品種を中心とした品目について、県が認定した果樹農業者が栽培し、一定の条件を満たしたものと「さぬき讃フルーツ」や「さぬき讃レモン」、「香川県産 璃の香」として推奨しブランド化を図っている。

「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃レモン」、「香川県産 璃の香」の認知度向上と需要拡大を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信に加え、県内外の重点取引市場においてPR活動を展開する。また、「さぬき讃フルーツマスターショップ」での販売促進に加えて、「さぬき讃シリーズ」を積極的にPR・販売する「『さぬき讃シリーズ』サポート店」の登録を推進し、「かがわ『旬のイチオシ！』農産物フェア」などで、「さぬき讃サンはなやか（花野果）大使」等によるプロモーション活動などの取組みを行う。

(3) 食育の推進

果実の消費動向において、1人1日あたりの果実摂取量が減少しており、特に若年層で消費量が少ないことから、日常的な果実摂取を生涯にわたる食習慣として定着させるため、幼少期から県産果実に触れ、知識が身に付けられる機会が重要である。

子供たちが地域の食文化や農業に対する理解を深めるため、小中高等学校における出前講座のほか、親子を対象とした果実の収穫体験や市町と連携した学校給食における県産果実の利用拡大を通じた「食育」を支援する。さらに、生産者と連携して、農業という職業を実体験することにより、食卓と農業の生産現場の距離を縮めるための「職育」を推進する。

また、食や農業に対する関心の希薄化に対して、「大人（壮年・高年）の食育」に取り組むことが重要であることから、従業員の健康管理に積極的に取り組む事業所等や果実の消費量が多い高年層に向けて、果実の栄養価や機能性の積極的に情報提供するなどの支援を行う。

4 流通・販売体制の合理化

(1) 流通体制の強化・効率化

トラックドライバーの時間外労働の上限規制等による労働力不足等から、輸送コストが増加しているため、標準規格のパレット・台車の利用などを通じ、共同輸送やモーダルシフト等を推進しつつ、産地から消費者へ生果実の品質を保持して流通させるサプライチェーンの構築を図る。

また、輸送距離が短い県内市場においても、高品質な県産果実の強みを生かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、生果実、果実加工品等の新たな需要による販路開拓を目指し、地産地消の取組みを推進する。

(2) 多様な需要への対応

国内果実消費量が減少するなか、果実支出に占める果実加工品の割合は増加傾向にあることから、食品産業における県産果実の利用拡大に向け、「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」等により農商工連携を推進する。また、果実の機能性や地域の特色、ブランド価値等を生かした差別化が図られるよう、従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、多様なニーズに即した新たな需要の開拓を推進する。

人口減少に伴い国内需要が減少している一方で、海外では高品質な国産果実の需要が増加しており、輸出額は増加傾向にある。今後、国内市場の規模縮小が懸念されていることから、高品質な県産果実の新たな市場として、海外の富裕層をターゲットとした輸出も視野に入れ、海外ニーズの把握等の情報収集を行う必要がある。輸出先国ごとに検疫条件や残留農薬基準が異なり、その条件や基準は目まぐるしく変更されていることから、常に最新の情報を収集することで、使用農薬の選定等、輸出に取り組む生産者を支援する。

II 果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針

生産基盤の強化推進を図るための推進品目、振興方針は下記の通りとし、品目ごとの目標面積を定める。

表1 品目区分および推進品種

品 目	品 種 名
かんきつ類	うんしゅう みかん ゆら早生、小原紅早生、石地、寿太郎温州、青島温州
	その他 かんきつ 不知火、せとか、ユーレカ、璃の香
ぶどう	シャインマスカット、ピオーネ(県選抜優良系統)
も も	日川白鳳、あかつき、なつおとめ、なつっこ
キウイフルーツ	香緑、さぬきゴールド、さぬきエンジェルスイート、 さぬきキウイっこ [®] 、さぬきエメラルド、さぬき花粉力(雄木)
オリーブ	ミッショナ、ルッカ、マンザニロ、ネバティロブランコ、香オリ3号、 香オリ5号
か き	早秋、太秋、富有
な し	幸水、豊水、あきづき
び わ	茂木、田中、なつたより

※ その他:各産地が策定する果樹産地構造改革計画に明記した品目および推進品種。

表2 各品目における振興方針

品 目	短期的方針(R12目標)	長期的方針(R17目標)
かんきつ類	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設の有効利用(雨除けなど) ・小原紅早生優良系統の探索 ・推進品種などへの改植 ・推進品種の高品質・安定生産技術の確立 ・高品質化を目的としたマルチ栽培やマルドリ施肥栽培の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト・高品質栽培の推進 ・推進品種などへの改植 ・集出荷施設の機能強化 ・ブランド品種候補の育成
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・シャインマスカットなど推進品種への改植 ・施設栽培における安定生産技術の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植
も も	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・品種構成の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・地産地消への取組みの強化
キウイフルーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・県育成品種の販売体制強化 ・栄養機能食品表示等を活用した販路開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・集出荷施設の機能強化 ・平坦園への適地拡大に向けた技術確立 ・ブランド品種候補の育成
オリーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・加工処理施設の整備 ・新たな加工品開発による需要の拡大とブランド化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・機能性成分に注目した新商品の開発 ・国産オリーブの消費拡大の推進
か き	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種への改植 ・生産技術の継承による生産拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・園地の流動化の促進 ・省力低コスト栽培の検討
な し	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョイント栽培の推進 ・生産技術の継承による生産拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・地産地消への取組みの強化
び わ	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・省力・安定生産技術の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・省力・安定生産技術の普及
品 目 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業からの新たな担い手の確保、担い手への園地集積、作業支援体制の構築 ・園地継承による産地の維持・強化 ・省力樹形の導入やスマート農業技術の開発・導入の推進 ・気候変動に対応した安定生産技術の検討 ・優良品種・系統の継続的な探索 ・環境に配慮した果樹農業の推進 ・実需者ニーズに基づく果樹産地構造改革計画の見直しと着実な実行 ・関係機関・団体と連携した自然災害時の迅速な対応 ・「さぬき讃フルーツ」などブランド商品への誘導 ・栄養機能食品等の利用、食育や産地交流による需要拡大 ・食の安全・安心の推進(適正な食品表示の徹底とトレーサビリティの推進) ・産直など地産地消や近距離圏への出荷、標準規格パレット等による流通コストの低減 ・需要に即した果実加工品の生産・供給への対応 ・海外輸出などによる販路拡大の推進 	

表3 各品目の栽培面積と生産目標

(単位:ha、kg／10a、t、%)

作目(種類)	現況(令和5年) ^{※1}			目標(令和12年)			目標(令和17年)			現況対比(R17年／R5年)		
	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量
うんしゅうみかん	974	1,100	9,890	863	1,271	10,124	773	1,469	10,480	79	134	106
ぶどう	131	875	1,050	124	891	1,014	101	907	838	77	104	80
もも	173	611	892	145	651	798	124	694	728	72	114	82
キウイフルーツ	57	991	525	55	1,034	529	53	1,078	534	93	109	102
オリーブ	224	226	507	230	209	480	233	210	490	104	93	97
かき	132	838	1,010	110	856	862	80	874	640	61	104	63
なし	31	1,310	393	29	1,380	381	28	1,454	396	91	111	101
びわ	57	302	169	45	308	136	31	315	96	55	104	57
合計	1,779	—	14,436	1,601	—	14,324	1,423	—	14,202	80	—	98

※1 栽培面積は、耕地及び作付面積統計（農林水産省）、単収及び生産量は、作況調査（農林水産省）による。オリーブは、特産果樹生産動態等調査（農林水産省）による。

表4 ブランド品種における生産振興目標

(単位:ha、t、%)

品目	品種名等	現況(令和5年) ^{※1}		目標(令和12年)		目標(令和17年)		現況対比 (R17年／R5年)	
		栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量
うんしゅうみかん	小原紅早生	104	545	127	959	143	1,272	137	233
	ゆら早生	28	—	40	34	49	43	175	—
	石地	51	—	62	53	70	70	135	—
中晩かん	不知火 ^{※2}	3	139	3	147	3	157	100	113
ぶどう	シャインマスカット	30	79	36	147	39	196	129	248
	ピオーネ	74	64	59	49	49	37	66	57
もも	白鳳・白桃系	173	94	145	93	124	92	72	98
キウイフルーツ等	香緑	22	78	18	57	14	40	65	51
	さぬきゴールド	16	104	18	160	18	205	113	197
	さぬきキウイっこ [®]	9	71	10	126	10	170	117	239
	さぬき エンジェルスイート	5	21	4	25	3	28	72	134
	さぬきエメラルド	1	1	4	18	7	34	467	6,882
なし	幸水・豊水・あきづき	29	334	29	335	28	337	97	101
びわ	なつたより	3	7	4	10	4	13	154	184
レモン等	—	32	210	54	272	70	317	215	151

※1 現況(令和5年産)は、特産果樹動態等調査(農林水産省)および県調べ。

※2 「不知火」については、施設栽培の面積を示す。

III 地域の自然的経済的条件に応じた果樹園経営の指標

効率的かつ安定的な果樹経営の目指すべき指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、個別経営体と新規就農者の営農類型および品種、栽培条件などの前提条件を表5、表6に示す。

これらの営農類型は、標準的な家族経営を想定し、県下全域において展開している多様な類型の中から、特に本県で推進すべき品目の将来めざすべきモデルを提示する。

なお、経営類型については、地域の自然的経済的条件のみならず、農家ごとの経営環境の違いあるいは経営目標に即した當農類型の構築が必要であることから、面談型経営支援システムなどを用いた農家ごとの果樹経営類型の構築を進めることとする。

労働力は現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要に応じパートによる雇用を含むものとする。

表5 経営類型別當農モデル(個別経営体)

No.	経営類型	経営規模(ha)	経営概要(ha)	農業所得(万円)	労働時間(時間/年)(雇用含)	前提条件
1	みかん+中晩柑+びわ	2.3	露地みかん (ゆら早生) 0.5 (小原紅早生) 1.0 (青島温州) 0.5 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ (茂木・田中) 0.1	427	(2,858) (5,216)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
2	みかん+中晩柑+びわ	1.1	露地みかん (ゆら早生) 0.2 (小原紅早生) 0.5 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ (茂木・田中) 0.1 (なつたより) 0.1	488	(2,392) (2,710)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「小原紅早生」ブランド化による高単価販売 ●「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a、「なつたより」10a
3	施設みかん+施設中晩柑 【補助事業活用】	0.6	施設みかん (小原紅早生) 0.2 施設中晩柑 (不知火) 0.2 (せとか) 0.2	469	(1,918) (2,302)	●「小原紅早生」ハウス1/2補助、マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月末加温7月出荷 ●「不知火」ハウス1/2補助、無加温、マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「せとか」無加温、マルチドリップ灌水同時施肥栽培
4	キウイフルーツ	0.8	キウイフルーツ (さぬきゴールド) 0.3 (香緑) 0.3 (さぬきキウイっこ [®]) 0.1 (さぬきエンジェルスイート) 0.1	436	(1,958) (2,230)	【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と園地区分
5	施設ぶどう+露地ぶどう	0.4	施設ぶどう 1月加温 (シャインマスカット) 0.1 施設ぶどう 無加温 (シャインマスカット) 0.1 露地ぶどう (ピオーネ) 0.2	501	(1,609) (1,673)	【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理

No.	経営類型	経営規模(ha)	経営概要(ha)	農業所得(万円)	労働時間(時間/年)(雇用含)	前提条件
6	露地もも	1.5	露地もも (日川白鳳) (あかつき) (なつおとめ)	478 0.5 0.5 0.5	(2,236) (5,070)	【露地もも】 ●早生(日川白鳳) ●中生(あかつき、なつおとめ)
7	オリーブ	1.0	オリーブ (ミッショナ) (ルッカ)	454 0.5 0.5	(2,202) (3,529)	【オリーブ】 ●専用品種(採油用:ミッショナ、ルッカ) ●自家採油

・1経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段(全労働時間)は雇用を含む年間労働時間。

表6 経営類型別営農モデル(新規就農者)

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(全労働時間)	生産方式
1	施設ぶどう+露地ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう 無加温 (シャインマスカット) 露地ぶどう (シャインマスカット) [経営面積] 20a	20,997 千円 10a 10a 20a	267	(1,070) (1,112)	【露地ぶどう】 ●トンネル栽培
2	露地みかん+施設中晩柑+キウイフルーツ 【補助事業活用】	[作付面積等] 露地みかん (小原紅早生) (青島温州) 施設中晩柑 (不知火) キウイフルーツ (さぬきゴールド) [経営面積] 80a	21,597 千円 30a 20a 10a 20a 80a	255	(1,838) (1,994)	【露地みかん】 ●小原紅早生:マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から収穫 ●青島温州:露地栽培(隔年交互結実)、ドリップ灌水施設導入 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、ハウス1/2補助、マルチドリップ灌水同時施肥栽培導入 【キウイフルーツ】 ●一字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と園地区分
3	キウイフルーツ	[作付面積等] キウイフルーツ (さぬきゴールド) (香緑) (さぬきエンジェルスイート) [経営面積] 50a	20,986 千円 30a 10a 10a 50a	230	(1,408) (1,459)	【キウイフルーツ】 ●一字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と園地区分
4	露地もも	[作付面積等] 露地もも (日川白鳳) (あかつき) (なつおとめ) [経営面積] 90a	17,191 千円 40a 30a 20a 90a	204	(1,996) (3,042)	【露地もも】 ●有袋、非破壊式選果機利用

・1経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段(全労働時間)は雇用を含む年間労働時間。

IV 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

果樹産地における生産基盤の整備については、各果樹産地協議会が作成する計画に基づき、意欲ある担い手が行う取組みに対し戦略的な支援を行う。また、産地が直面している高齢化の進展や労働力不足を解消するため、作業環境の改善と省力化・低コスト化を図ることとし、優良品目・品種への転換とあわせて傾斜の緩和や平坦地への移行、園内作業道の整備、高温・乾燥等の気候変動に対応した用水・かん水設備の整備に努める。

また、果樹産地協議会を通じた農業委員会や農地機構との連携により、農地情報の共有化や効果的な情報提供を図り、継続的に生産を担う農業者への園地集積のみならず、荒廃の恐れがある園地の一時的な管理手法などの検討を含め、産地全体としての優良園地の総合的な利用や、オリーブやキウイフルーツなどを生産する企業の参入促進、産地の活性化のための幅広い取組みを推進し、一層の生産基盤の整備を図る。

○園地改造

急傾斜地など作業効率が劣る果樹園については、優良品種への改植とあわせて傾斜の緩和や、園内作業道を整備するほか、平坦地への移行を推進し、省力化・低コスト生産が可能な条件整備に努める。

また、水田転換園では、植栽前に事前調査を行い、あらかじめ停滞水による品質低下を回避するための客土、明・暗きよなどの効果的な排水対策を講じる。

○園内作業道

園地の再編整備における効率的な果樹経営を推進するため、計画的な改植とあわせて、基幹農道との連結や機械化を想定した園内作業道の整備に努め、担い手への優良園地の集積による流動化を一層促進する。

○用水・かん水設備の整備

気候変動による高温・乾燥条件下でも安定した果実品質を維持して生産していくため、周囲の水環境に配慮しながら水源を確保し、必要量のかん水が実施できるよう整備に努める。既存の畑かん施設を有するような平坦地への果樹の導入を推進するとともに、かんきつ類のマルドリ栽培等の高品質生産技術と組み合わせた整備に取り組む。

V 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通・販売体制に関する基本方針

CPTPP 及び日 EU・EPA 協定など、経済のグローバル化の進展は、生産資材のコスト低減等につながる一方で、安価な果実や果汁の輸入量の増加を助長し、既存の流通・販売体制に影響を与える恐れがある。

また、消費者ニーズの多様化と、相対取引を中心とした市場外流通が増加する中で、生産量が少ない本県産果実が他県産に打ち勝つ優位性を確保するためには、消費者ニーズを的確にとらえ、これに即応したきめ細かな生産・販売体制の整備と品質管理体制の一層の強化とブランド化を図る必要がある。

○共販・品質管理体制の強化

生産量が減少傾向にあるなか、生産・販売・品質管理体制を一層強化するためには、消費者ニーズに対応した高品質な果実を、産地間・品目間で協調してまとまったロットで確保し、効果的なPRにより有利販売を実施することが重要である。

そのため、老朽化が進む集出荷施設の再編整備を推進するにあたり、高性能な選果機や予冷施設、追熟施設などの機能強化と広域化を図り、有利販売の実現に向け、時期別、市場別に実需者ニーズに即した計画的な出荷に努めるとともに、産地間の品質格差の是正や契約取引による価格安定に加え、生産部会の統合再編の検討や効率的な指導販売体制への取組みを推進する。

2 果実の加工品開発に関する基本方針

近年のライフスタイルの変化により、若年層、中年層においては、生果実よりも手軽に食べられ、長期保存が可能な果実加工品への需要が高まっている。そのような中で、県内の缶詰企業や隣県の果汁企業は、集出荷施設における規格外品などの生果実実販売に適さない果実の受け入れ先として重要であり、これら加工業者が生産する高品質な果実加工品は、生果実の消費拡大や認知度向上にも効果的である。

これまでのように規格外品の果実を加工に回すだけでなく、生果実と比較して省力的な加工仕向け用果実の生産を検討することで、安定した加工原料果実の確保や荒廃農地の有効的な活用、耕作放棄地の発生防止につながると考えられる。

また、健康志向に配慮した「機能性成分」に着目した果実加工品は、需要が堅調に推移しており、新需要の創出による原料果実供給のための新たな産地形成が期待されている。

このため、生果実の安定供給を確保しつつ、関係機関・団体との連携を強化し、多様化する消費者ニーズに対応した加工品産業の支持・支援に努める。

一定規模の果樹農業者や法人、特にオリーブにおいては、6次産業化による農業所得の向上や労働力分散を目指した、先進的な果樹経営モデルが誕生しており、これらの経営拡大や発展を促進するため、課題解決に向けたアドバイスや支援を行う。

さらに、本県オリジナル品種の魅力を一層強化するため、需要の拡大が見込まれる高品質な加工品や、生果実の端境期を補填する加工品の開発を支援するとともに、機能性成分の分析評価や、栄養機能食品等の活用による消費拡大を促進する。

表7 果実の用途別出荷量の見通し

項目	令和5年度					令和17年度				
対象果実 の種類	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんしゅう みかん	% (100) t 9,890	% (90) t 8,880	% (82) t 8,077	% (8) t 798	% (0) t 5	% (100) t 10,480	% (91) t 9,547	% (83) t 8,699	% (8) t 838	% (0) t 10
ぶどう	(100) 1,050	(88) 923	(83) 872	(4) 47	(0) 4	(100) 838	(91) 763	(86) 723	(4) 34	(0) 6
もも	(100) 892	(85) 756	(85) 756	(0) 0	(0) 0	(100) 728	(89) 648	(89) 647	(0) 1	(0) 0
キウイフルーツ	(100) 525	(83) 435	(82) 430	(1) 4	(0) 1	(100) 534	(90) 481	(88) 472	(1) 6	(1) 3
オリーブ	(100) 507	(100) 507	(0) 0	(100) 507	(0) 0	(100) 490	(100) 490	(0) 0	(100) 490	(0) 0
かき	(100) 1,010	(77) 781	(77) 781	(0) 0	(0) 0	(100) 640	(84) 538	(84) 537	(0) 1	(0) 0
なし	(100) 393	(91) 359	(91) 359	(0) 0	(0) 0	(100) 396	(93) 368	(93) 367	(0) 1	(0) 0
びわ	(100) 169	(82) 139	(82) 139	(0) 0	(0) 0	(100) 96	(84) 81	(83) 80	(1) 1	(0) 0
合計	(100) 14,436	(89) 12,780	(79) 11,378	(10) 1,392	(0) 10	(100) 14,202	(91) 12,916	(81) 11,525	(10) 1,372	(0) 19

表8 選果施設の整備

項目	選別方式	令和5年度(現状)			令和17年度(目標)		
		施設数	年間処理量	1ヶ所当たり平均年間稼働日数	施設数	年間処理量	1ヶ所当たり平均年間稼働日数
かんきつ類	ドラム式	ヶ所 1	t 95	日 60	ヶ所 1	t 100	日 65
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	2	2,726	105	2	2,900	113
	計	3	2,821	—	3	3,000	—
もも	重量式	1	10	20	1	10	20
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	2	458	43	2	370	38
	計	3	468	—	3	380	—
キウイフルーツ	重量式	4	180	36	4	180	36
	光線式(形状)	1	69	60	1	70	60
	計	5	249	—	5	250	—
かき	重量式	1	64	80	1	40	50
	カラーグレーダー	1	238	90	1	150	60
	光線式(糖度熟度)	1	68	30	1	40	20
	計	3	370	—	3	230	—
なし	光線式(糖度熟度)	1	389	60	1	390	60

※ 光線式(形状)は、外観品質(大きさ、変形度など)を光線照射により測定するもの(重量除く)。

光線式(糖度熟度)は、いわゆる光センサーによる選果機である。

カラーグレーダーは、カラーカメラにより階級判別をするもの(等階級、傷、色合い)。

VI その他必要な事項

1 食の安全・安心に関する取組みの推進

果実の需要拡大に向けた食べ方提案や輸出など、新たな販路開拓が必要となるなか、生産物における安全・安心の確保に関しては、果樹農業者をはじめとする食品関連事業者、行政、消費者がそれぞれの役割の中で責務を果たすことや相互の連携、情報共有が重要である。

このため、本県の実情を踏まえて「香川県食の安全・安心基本指針」及び「香川県農林水産物の安全・安心確保計画」に基づき、食の安全・安心に関する正しい知識の習得や適正な食品表示の徹底、トレーサビリティ、農業生産工程管理(GAP)の導入の推進を図る。

2 環境負荷低減策・気候変動緩和策の推進

気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の対策を進め、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。また、剪定枝等のバイオマスについては、堆肥への活用により果樹農業の基盤となる土作りを推進するなど、環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成をめざす。

社会全体の行動変容につながるよう、生産者に限らず消費者を含めた食料システムの関係者へ環境負荷低減策の理解を促進する。

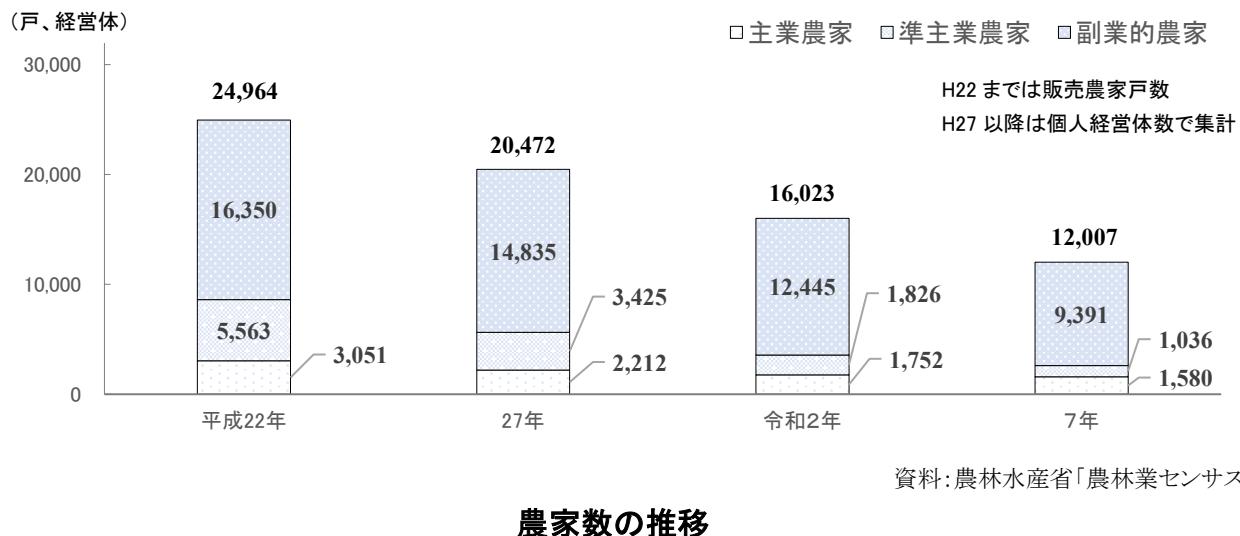
3 その他

果樹農業をめぐる情勢が急激に変化していることに対応して、適宜、果樹農業振興協議会において本計画内容の追加、変更、廃止など、必要な見直しを行うこととする。

【参考資料】

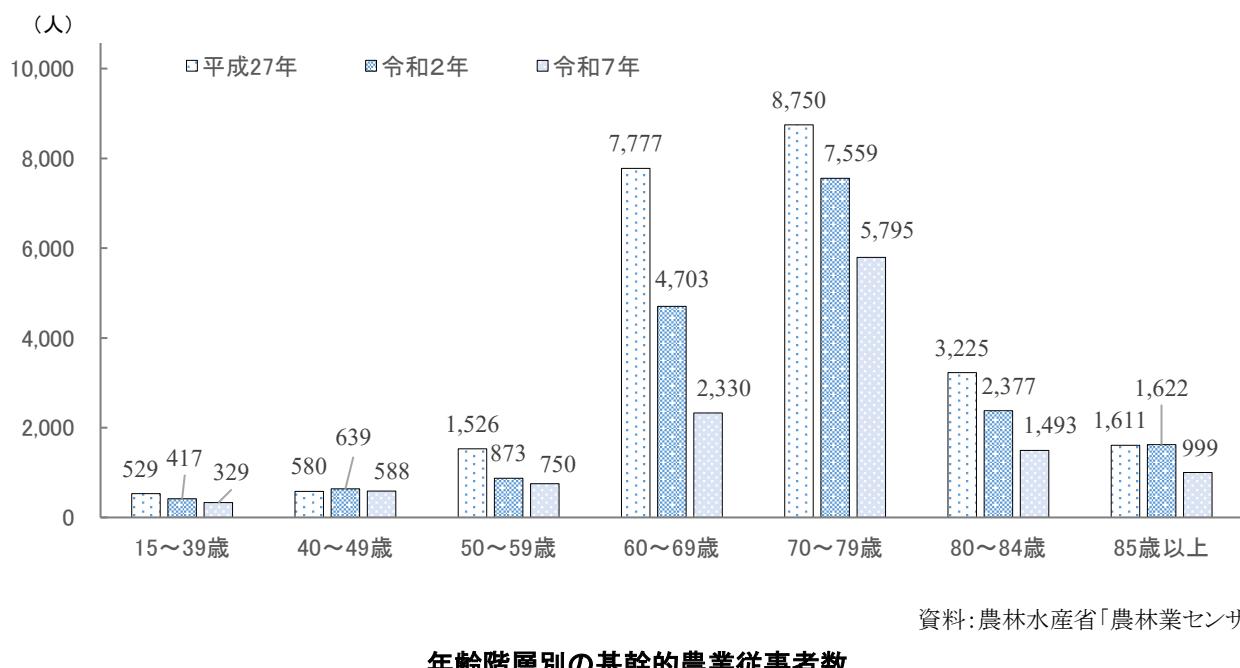
(1) 農家数

令和7年の県内の総農家数は 12,007 経営体であり、平成 27 年からの 10 年間で 8,465 経営体減少(41%減)している。



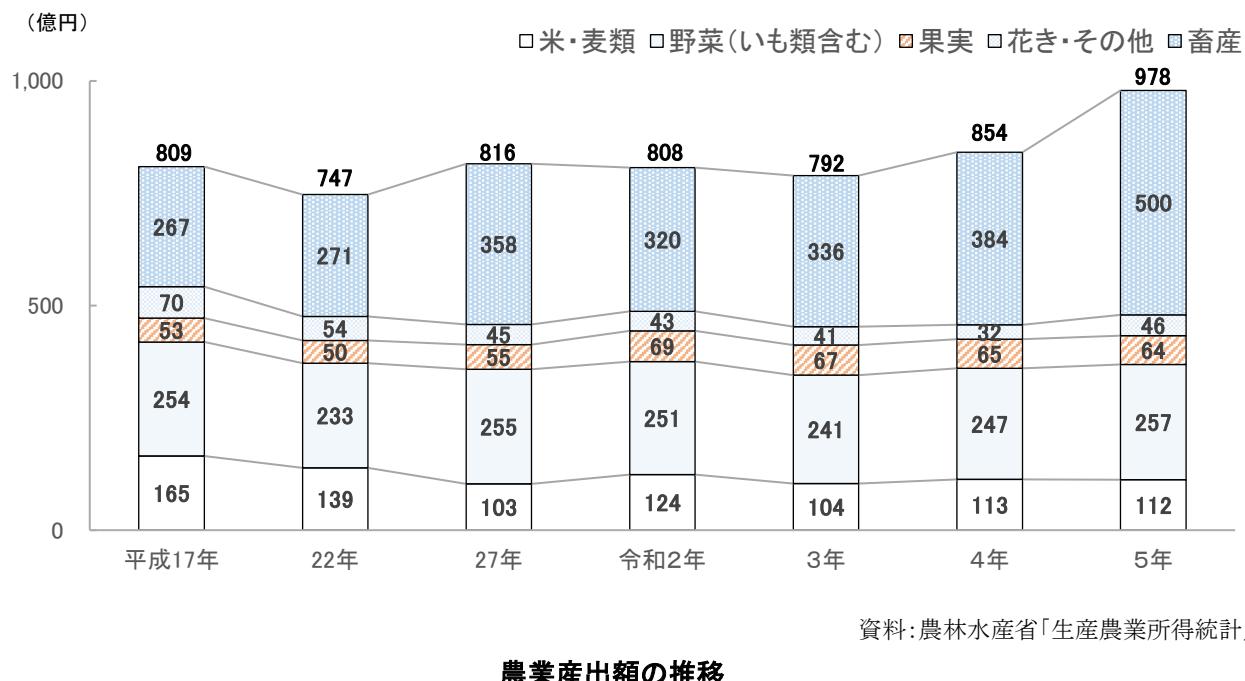
(2) 農業就業人口と基幹的農業従事者

基幹的農業従事者は平成 27 年からの 10 年間で 11,714 人減少(49%減)しており、平均年齢は 71.1 歳(全国 67.6 歳)となっている。



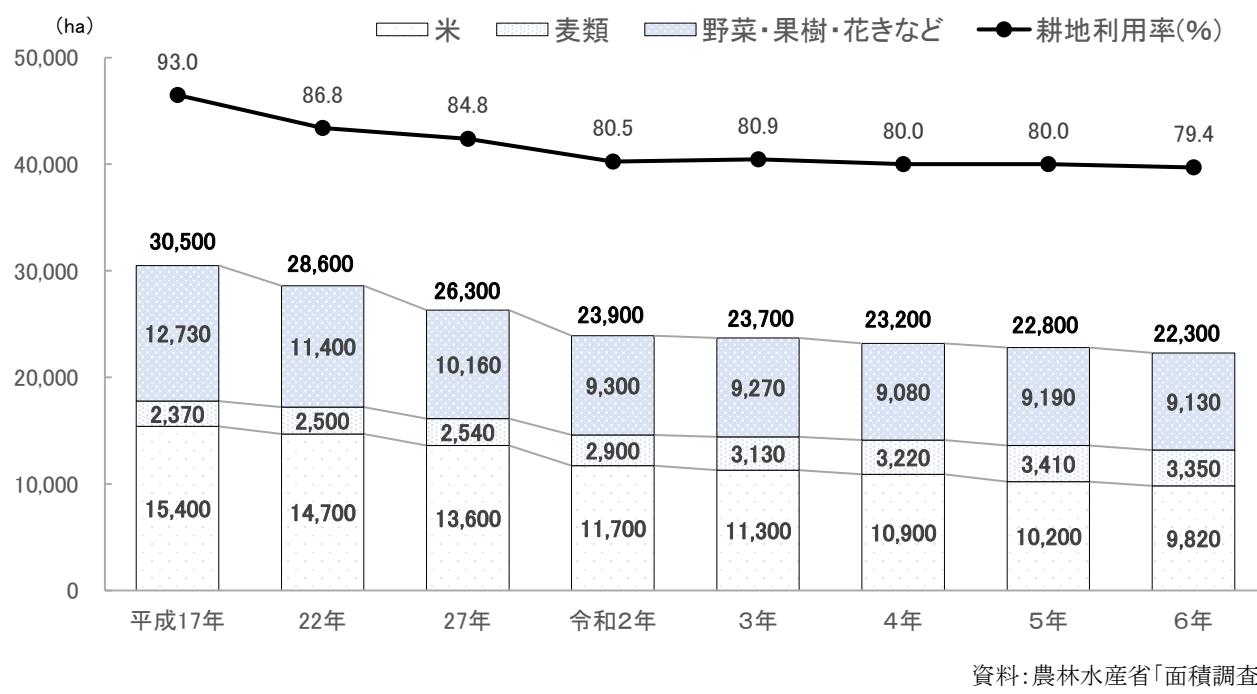
(3) 農業産出額

本県の農業産出額全体は、近年、増加傾向で推移しており、令和5年の農業産出額は 978 億円となっている。うち、果実は 64 億円である。

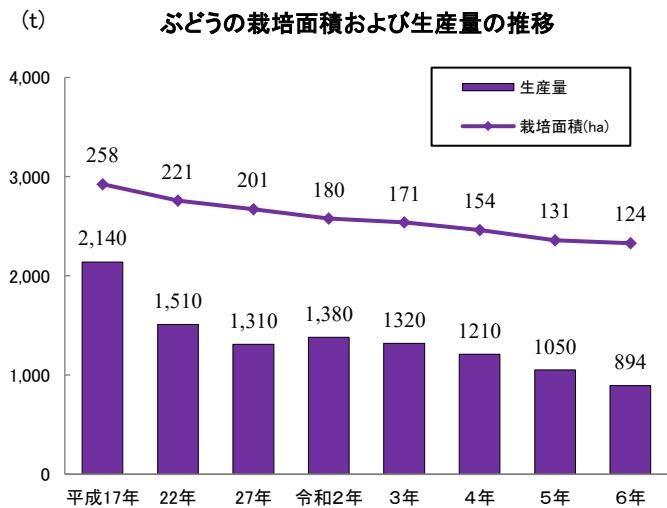
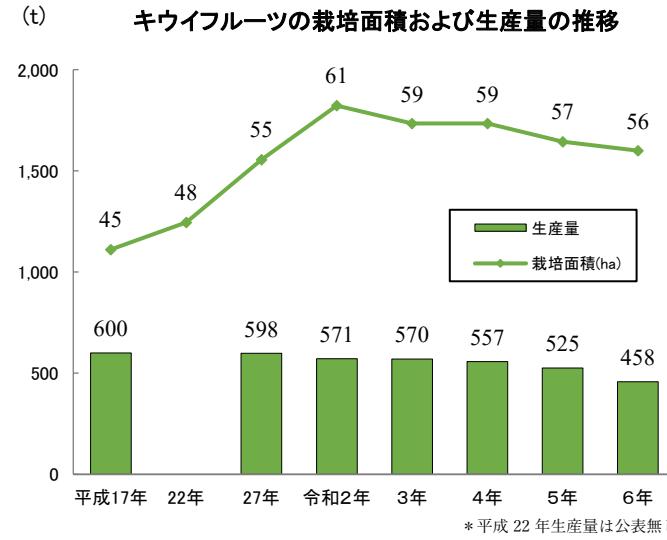
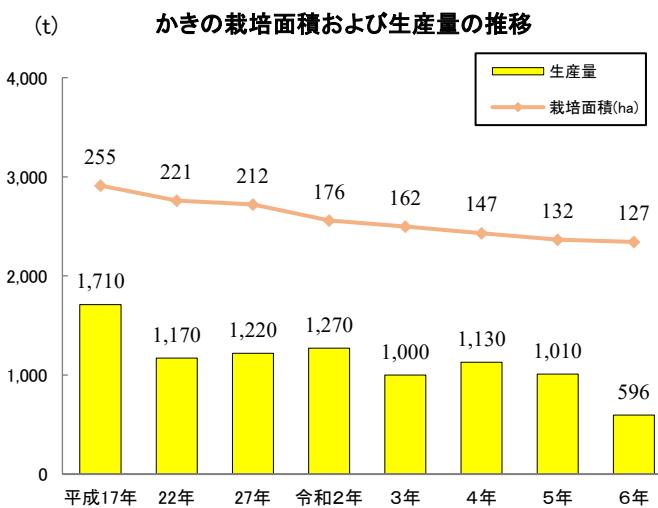
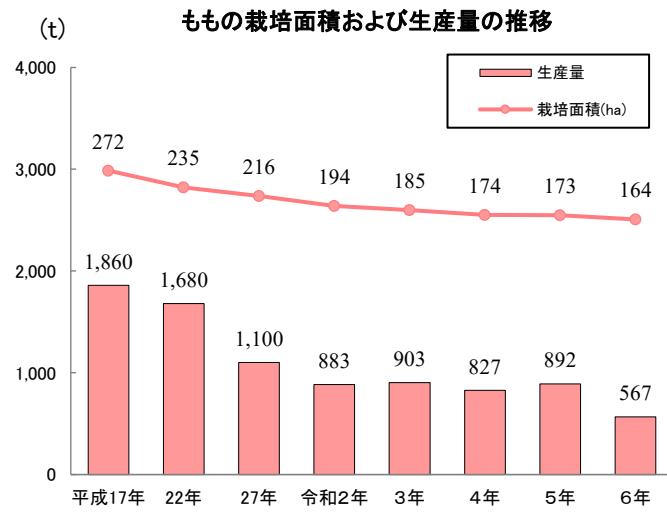
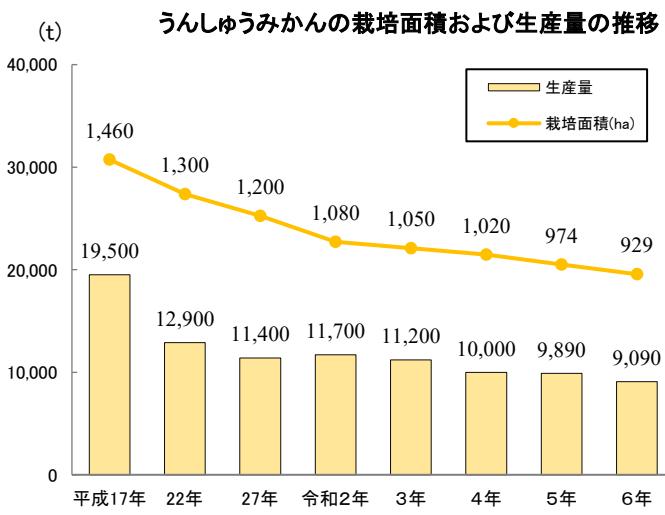
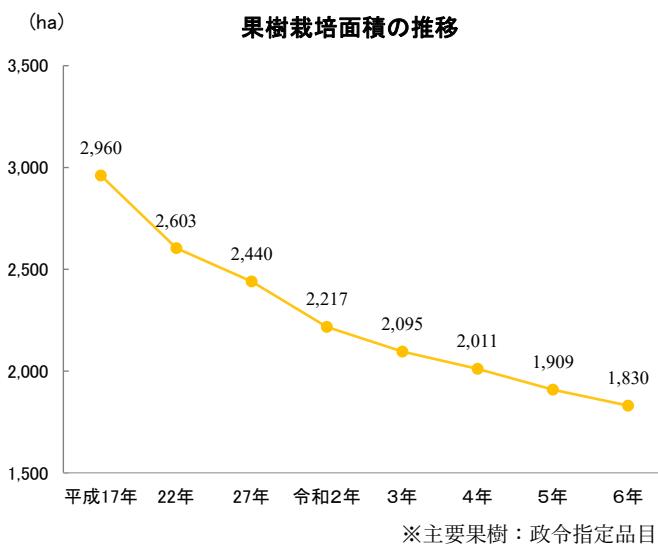


(4) 作付延べ面積と耕地利用率

本県の作付延べ面積は年々減少しており、令和6年は 22,300ha となっている。耕地利用率は近年 80% 台前半(全国 90.4%)で推移している。



(5) 果樹の生産状況



資料：農林水産省「作況調査(果樹)」、「面積調査」

かがやくけん、かがわけん。

香川県